

# 光村ポケット

## 中学校 道徳

### 道徳と人権教育

- 1 人権は特別なところにあるんじゃない
- 2 人権には、縦と横がある
- 3 人権を尊重するための対話の重要性
- 4 人権はブレてはいけないもの  
道徳で問い続ける

道徳教育の専門家である荒木寿友先生と弁護士の真下麻里子先生に「道徳」と全ての人がもつ権利である「人権」について語っていただきました。

LINE公式アカウント友だち募集中!



授業づくりに役立つ情報を、いち早くお届けします。



光村図書

教授用資料

本資料は、一般社団法人教科書協会が定めた「教科書発行者行動規範」に則って作成したものです。

## 1 人権は、特別なところにあるんじゃない

荒木：今日お話するテーマは、道徳と人権教育についてなんですが、人権と聞くと、なんだか堅いテーマな感じがしてしまいますね。

真下：まず、学校現場では、人権教育がどういった位置づけで行われているか、知りたいです。

荒木：大事にされている先生方はたくさんいらっしゃると思います。学校で学んだことやいろいろなスキル、知識などをどのように使っていくか、それを考えるベースになるのが人権感覚だと思うんです。

真下：そうですね。

荒木：道徳では、よく、「答えは一つではない」と言われますが、それは、「何でもあり」ということではなくて、自他の権利と生命を尊重し、そのうえでいろいろな考えがあってもよいということです。道徳教育にある人間尊重の精神は、「基本的人権の尊重」のことを指します。だから、道徳と人権教育は密接に関わっている。そして、



人権教育は、道徳だけでなく学校教育のベースになっていると思います。でも、それがきちんと広がっているかというところ……。

真下：私も同じように感じていました。学校で「人権は大事だよ。」と言われても、「自分」とは離れたことを学びましょうと、言っているように感じてしまう。あたかも特別なときに出てくるテーマというような印象があって、弁護士として、そこにすごくもどかしさを感じるんです。

荒木：もどかしさですか。

真下：はい。人権って、もっと日常に、「普通」にあるもので、特別なところにあるんじゃないんです。教育というフィールドから少し外れた弁護士として見ると、「法」と「人権」と「教育」がバラバラになっているように感じます。そもそも、法は人権を守るためにあり、そのことは、民主国家・法治国家の構成員として理解しておく必要があります。教育基本法上、教育の目的には民主的な国家・社会の形成者の育成も含まれますから、教育も当然そこに結び付いているはずなんです。でも、そこがうまく結び付いていない。

荒木：「人権」というのが、崇高な言葉と捉えられてしまっていて、どんなふうに伝えていけばいいかわからないのかも。「あなたがあなたでいて大丈夫」「私も私でいて大丈夫」って、そういうことだと思うんです。

真下：そうですね。例えば、今、私がこの建物の中で安心していることができていられるのも、建物が建築基準法等で耐震構造を満たしているという前提があるからで、法が、私たちの生命、身体の安全や建物を建てる業者の方々の営業の自由などを調整してくれているんです。そこで守られている価値こそがまさに人権であって、特別なときに登場するものではないことに気づいてもらえるといいなと思います。

## 2 人権には、縦と横がある

荒木：子どもの権利条約で考えた場合、子どもは守られる対象なので、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」は、当然の権利だと皆、納得するんですけど、「参加する権利」となると、「子どもに意見を言わせるなんて、大変なことになる。わがままばかり言う」というような空気が、どこかにあるような気がしています。「義務も果たしてないのに、権利を主張するなんて」

という感じになってしまうんですね。「権利」と「義務」とを、変に結びつけているような。

真下：そうですね。私たちのもつ権利、「基本的人権」というのは、そもそも義務の対価ではありません。「権利のために義務を果たせ」というのは、権力がある側からの視点で、国民の視点ではないですね。よく言われる「権利=わがまま」というのは、実は「私たちの権利は全部つながっている」ことを知らないからではないかと思うんです。

荒木：「つながっている」とは？

真下：実は、権利は、縦ベクトルと横ベクトルを意識することが大切です。横ベクトルとは、「私」と「あなた」という関係性です。いっぽう、縦ベクトルとは、国と個人、会社と従業員、学校と生徒など、権限がある者とそうでない者という上下の関係性です。「権利は人それぞれ別個のもの」というイメージは、個人間の、横の関係性の権利衝突から生まれます。

荒木：うんうん。なるほど。

真下：「基本的人権」は、国と国民という縦の関係性で登場する概念です。縦の関係性では、私たちの権利は全部つながっています。例えば、誰かが訴訟をして、プライバシー権が憲法上保障されることになったら、「その人」だけではなく、「みんな」のプライバシー権が守られます。逆も然りです。縦ベクトルを意識できないと、そのつながりに気づけません。

荒木：横の関係では別々だけど、縦の関係では「みんな」とつながっていると。

真下：そうです。ですが、教育現場も含め、社会では、「人に迷惑をかけたか」など、横ベクトルの話ばかりしているように見えます。だから権利は、「わがまま」と思われてしまうのではないのでしょうか。人権、つまり基本的人権を守るために大事なものは、実は縦ベクトルの意識なんです。

## 3 人権を尊重するための対話の重要性

荒木：大人って、子どもが意見表明をすると、全てを受け入れなければならないと思っているんじゃないですかね。でも、そんなことは全然なくて、大人はちゃんと理屈も伝えなければいけない。言われっぱなしでそうしないといけないとなると、そこには対話が生まれてこない。子どもか



ら言われたことに対する大人の意見はこうで、共通項はどこにあるのかということを探していくのが、とても大事なんですよ。

真下：そのプロセスをあまり重要視していないように思いますね。

荒木：そうですね。学校教育でも、子どもたちどうしの主張でもよく見られるんですけど、「私はこうしたい」「周りはどうしたい」と言って、意見が対立する。対立したらそこで終わりではなく、その対立をいかに調整していくかという対話の能力がすごく大事なんです。このプロセスはとても面倒ですが、そこを大事にすることが、学校教育では重要です。

真下：そして、対話をするためには、お互いの権利を認めるということ、ここからスタートしていかないといけないんですね。

荒木：その通りです！ そうしていかないと対話する道徳、対話する学校生活にはならない。お互いの権利を認める。そこからスタートして、対話する力を鍛えていくことで、すばらしい社会になっていくんだろうなと思うんです。あと、「自分が自分であって大丈夫」「他人が他人であって大丈夫」という寛容の精神がないとだめじゃないかな。いろいろな意見を認められる寛容さ、それを子どもたちには学んでほしいです。もちろん、大人もなんですよ（笑）。

## 4 人権はブレてはいけないもの 道徳で問い続ける

真下：人権を学んでいくうえで、気をつけなければならないこと。それは、人権には、多様な正解があってはならない場合があることです。例えば、「この人はいじめられてもしかたがないから、いじめてもいいよね。」とはなりません。

荒木：道徳では、「答えは一つではない」と言いますが、答えが一つのものもある、ということですね。

真下：もちろん、いじめにはいろいろなケースがあって、「こんなことをするあの人は嫌だ。」と思ってしまうのは、内心の自由として認められています。でも、そう思ってしまう背景や、これまでの経験など、そこには理由があるはずなので、それをシェアして行って、どうすればいじめという手段を取らずに解決ができるのか、そこにフォーカスしていく必要があります。ですが、そもそもの前提である「いじめはだめ」という部分がブレてしまうと、人権を尊重する解決にはならないのです。そういう意味で「優しさとは何か」などと同じように扱ってはいけないと思います。

荒木：そうですね。道徳も、いくら「答えは一つではない」といっても、「生命の尊さ」などはブレてはいけないものです。「人権」もそれと同じなので、「思いやり」とか、「友情」などは、違うものと考えたほうがいいですね。

真下：民主社会の構成員として、わかっておく必要があると思うんです。わかっていないと自分の権利も実現できませんし、侵害されたときに権利行使することもできなくなる。「知っておくべきこと」なのだと思います。

荒木：知識として、社会科で扱う内容ですね。それと道徳を関連させていくのもいいと思うな。これからの道徳は、知識を得ることもすごく大事になってきます。他の教科と同じように、知識を基に考えていいと思うんです。生活経験だけではなく、知識を押しえながら考えていかなければ、逆に、自分の経験からしか考えられなくなってしまいますから。その点では、道徳の教科書にコラムがあって、知識を押しえていくという

のはいいですよ。人権教育は、知的理解と人権感覚を養うことだと思いますが、社会科と関連させながら、道徳の教材やコラムでそれらを育むこともできるのではないのでしょうか。そうやって知ったことを、日常生活にどう還元していくかというのが大事だと思います。

真下：特に、権利の縦ベクトルのことは学んで行ってほしいですね。集団と個について書かれている教材は、まさに権利の縦ベクトルについて考えていくことができるのではないのでしょうか。

荒木：これからの道徳は立ち止まって、じっくり考えることが大切になる。人権の知識などをベースにしながら、「それでいいの?」「それってそもそもどういうことなの?」と、問い続ける。答えがすぐには出ないモヤッとした状態に堪える力、ネガティブケイパビリティや問いを続ける力がこれから求められると思います。

\*ネガティブケイパビリティ

答えの見つからない問題に対し、不確かな状態で耐える力。

対談の続きは、光村図書ウェブサイトに掲載しています。



真下麻里子 ● ましまりこ

● 弁護士/NPO法人ストップいじめ! ナビ理事。  
● 主な著書に『弁護士秘伝! 教師もできるいじめ予防授業』『「幸せ」な学校のつくりかた——弁護士が考える、先生も子どもも「あなたは尊い」と感じ合える学校づくり』(ともに

荒木寿友 ● あらきかずとも

● 立命館大学大学院教授(教育学、道徳教育)。  
● 主な著書に『いちばんわかりやすい道徳の授業づくり』『ゼロから学べる道徳授業づくり』(ともに明治図書出版)などがある。  
● 光村図書小・中学校「道徳」教科書編集委員。

教授用資料

発行者 吉田直樹

発行所 光村図書出版株式会社  
〒141-8675 東京都品川区上大崎2-19-9  
電話:03-3493-2111(代表)

写真撮影 渡辺智宏

光村図書ウェブサイト

光村図書 | Q



光村図書